別表(第5条、第6条、第9条関係)

	区分	交付基準	確認書類	有効期間
身体障害者(※1)	視覚障害	4級以上の者	身体障害者手帳	無期限
	聴覚障害	3級以上の者		(対象者としての基
	平衡機能障害	5級以上の者		準に該当しなくなる
	肢上肢	2級以上の者		まで)
	体 下肢	6級以上の者		
	不自体幹	5級以上の者		
	日 脳原性運動 上肢機能	2級以上の者		
	機能障害移動機能	6級以上の者		
	内部障害 (免疫機能障害を含む)	4級以上の者		
知的障害者		療育手帳の障害程度の欄がA2以上の者	療育手帳	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者		特定疾患医療受給者	次に掲げるいずれか	
		特定医療費(指定難病)受給者	•特定疾患医療受給者証	
		小児慢性特定疾病医療受給者	•特定医療費(指定難病)受給者証	
			•小児慢性特定疾病医療受給者証	
高齢者等		介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上の者	介護保険被保険者証	
上記の区分に準ずる者			次に掲げる全て	
			・「区分」に対応した確認書類(難	
			病患者の場合は「登録者証(指	
			定難病)」)	
			・医師の診断書又は医師若しく	
			は療育機関等の意見書	
妊産婦(※2)		母子健康手帳取得時~出産(予定)日の翌日から	母子健康手帳	母子健康手帳取得
		1年までの者		時~出産(予定)日
		一 中 の - A Nur をたり - 1. 10 、 ロ イ フトロ サル マ よ マ ト コ リールト	ソルー・ドックー	の翌日から1年
けが	人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別ない思索が必要ですると思うにある。		必要と認められる
		別な配慮が必要であると認められる者	・医師の診断書又は意見書	期間。ただし、5年
			・身分証明書(運転免許証、マイ	を上限とする。
			ナンバーカード等)	(期間が明らかでな
				い場合は1年以内)

- (※1) 同一部位に関する障害が重複し、要件該当級以上である場合は、当該区分の総合級により判定する。
- (※2) 妊産婦として交付された利用証については、乳児出産後は当該乳児を同伴する場合に限り、その同伴者が使用することができる。